

各務原市社会参加促進事業実施要綱

(平成18年9月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市地域生活支援事業実施規則(平成18年規則第71号)第2条第2項第4号に規定する社会参加促進事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、スポーツ、芸術文化活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促進することを目的とし、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) スポーツ教室開催事業
- (2) 点字・声の広報等発行事業
- (3) 障害者自動車改造費助成金交付事業
- (4) 障害者自動車免許取得費助成金交付事業
- (5) 文化芸術活動振興事業
- (6) 一日社会見学開催事業

(スポーツ教室開催事業)

第3条 スポーツ教室開催事業は、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流等を促進するため、各種スポーツ・レクリエーション教室、障害者スポーツ大会等を開催するものとする。

(委託)

第4条 市長は、前条の事業を、各務原市社会福祉協議会に委託するものとする。

(点字・声の広報等発行事業)

第5条 点字・声の広報等発行事業は、文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音訳その他障害者に分かりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報その他障害者が地域生活をするうえで必要度の高い情報を定期的に障害者に提供するものとする。

第6条から第10条まで 削除

(障害者自動車改造費助成金交付事業)

第11条 障害者自動車改造費助成金交付事業は、障害者の自立した生活、社会活動への参加及び就労の促進を図るため、障害者自らが所有し運転する自動車(道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する普通自動車、

小型自動車又は軽自動車で、四輪以上のものをいう。以下同じ。)の操向装置、駆動装置等を改造する場合に、その改造に要する経費(以下「改造費」という。)を助成するものとする。

(対象者)

第12条 改造費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者又は県から療育手帳の交付を受けた18歳以上の者
- (2) 世帯員の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に規定する特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

(助成金の額)

第13条 改造費に対する助成金の額は、10万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第14条 助成金の交付を受けようとする障害者又はその者と生計を同じくする者(以下「申請者」という。)は、障害者自動車改造費助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

- (1) 身体障害者手帳又は療育手帳
- (2) 障害者自動車改造計画書(様式第2号)
- (3) 見積書
- (4) 自動車運転免許証
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第15条 市長は、前条の申請書を受理したときは、障害者自動車改造調査書(様式第3号)によりその内容を審査し、障害者自動車改造費助成金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第16条 助成金の交付決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、障害者自動車改造費助成金交付請求書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に対し、助成金の請求をするものとする。

- (1) 請求書又は領収書の写し

(2) 自動車検査証の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第17条 市長は、前条の規定により受給者から助成金の請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第18条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。

(譲渡等の制限)

第19条 受給者は、助成金の交付を受けて改造した自動車を、助成金の交付を受けた日から2年間、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(助成の制限)

第20条 受給者が再度助成金の交付を受けようとするときは、前回の助成金の交付を受けた日から5年を経過した後でなければ、助成金の交付の申請をすることができない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(調査)

第21条 市長は、必要があるときは、受給者に対して、報告を求め、又は必要な調査を実施することができる。

(助成金交付台帳)

第22条 市長は、助成金の交付状況を明らかにするため、障害者自動車改造費助成金交付台帳(様式第6号)を整備するものとする。

(障害者自動車免許取得費助成金交付事業)

第23条 障害者自動車免許取得費助成金交付事業は、障害者の就労等社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許(以下「免許」という。)の取得に要する費用の一部を助成するものとする。

(対象者)

第24条 免許の取得に要する費用の助成を受けることができる者は、次の各号のい

ずれにも該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者又は県から療育手帳の交付を受けた18歳以上の者

(2) 免許の取得日において、市内に住所を有する者

(助成金の額)

第25条 助成金の額は、免許を取得するために自動車教習所において要した費用の3分の2以内の額とし、10万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第26条 助成金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、障害者自動車運転免許取得費助成金交付申請書（様式第7号）に自動車教習所の教習費用の領収書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 交付申請者は、前項の申請の際、身体障害者手帳又は療育手帳及び自動車運転免許証を市長に提示しなければならない。

(助成金の交付決定)

第27条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、障害者自動車運転免許取得費助成金交付決定通知書（様式第8号）により交付申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第28条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、障害者自動車運転免許取得費助成金交付請求書（様式第9号）により、市長に対し、助成金の請求をするものとする。

(助成金の交付)

第29条 市長は、前条の規定により助成決定者から助成金の請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第30条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。

(調査)

第31条 市長は、必要があるときは、助成決定者に対して、報告を求め、又は必要な調査を実施することができる。

(助成金交付台帳)

第32条 市長は、助成金の交付状況を明らかにするため、障害者自動車運転免許取得費助成金交付台帳(様式第10号)を整備するものとする。

(文化芸術活動振興事業)

第33条 市民の障害者の文化活動や芸術作品等への理解を促進するとともに文化活動を通じた障害者の社会参加を推進するため、ギャラリー等における障害者アート作品の展覧会を開催する。

(一日社会見学開催事業)

第34条 一日社会見学開催事業は、外出機会の少ない障害者手帳所持者及びその介護者を対象に、社会見学を通じて社会参加及び交流を促進するため、バスによる小旅行等を開催するものとする。

(その他)

第35条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成21年7月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成27年12月28日決裁)

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第14条関係）

障害者自動車改造費助成金交付申請書

年 月 日

（宛先） 各務原市長

申請者住所

氏 名

印

個人番号

障害者自動車改造費助成金として、下記のとおり 改造費 の助成を受けたいので関係書類を添えて申請します。なお、世帯の所得情報を調査・確認されることを承諾します。

記

交付申請額

円

添付書類

様式第2号（第14条関係）

障害者自動車改造計画書

(1) 申請者等の状況

身体障害者手帳・療育手帳	氏名		生年月日	年 月 日
	身体障害者手帳記載の障害名		障害等級	級
	手帳番号		発行年月日	年 月 日
運転免許証		番号	免許の種類	
		条件		
同一世帯員氏名			続柄	
自動車の使用目的				

(2) 助成事業の概要

○ 改造自動車の状況

改造車種		年式		排気量	CC
自動車の所有者名			登録番号		

○ 改造費の助成の内容

交換取付又は改造箇所名	金額
合 計	

○ 改造業者の住所・氏名

住 所	
氏 名	

障害者自動車改造調査書

(1) 所得調書

申請者	氏名		住所	
配偶者	氏名		住所	
扶養義務者	氏名	続柄 ()	住所	
		申請者	配偶者	扶養義務者
所得制限限度額 (扶養親族等の数)	円 (人)	円 (人)	円 (人)	円 (人)
前年の所得税課 税所得金額	円	円	円	円

(2) 交付額算定調書

改造費の助成

改造に要する費用 A	助成金限度額 B	助成基本額 (AとBを比較して少ない方の額)	備考
円	円	円	

(3) 総合所見

調査の結果、改造費に対する助成金の交付は、相当と思われる。

年 月 日

職 氏 名 印

様

各務原市長

障害者自動車改造費助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました障害者自動車改造費助成金を、下記のとおり
交付することに決定しましたので通知します。

記

助成金交付額 円

（注意事項）

- 1 改造車は、助成金の交付を受けた日以後2年間は、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。
- 2 1に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。
- 3 新たに自動車を取得し、その車について助成を受けようとする場合は、この助成金の交付を受けた日から5年を経過した後でなければ、助成金の交付申請はできません。

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

障害者自動車改造費助成金交付請求書

年 月 日

（宛先） 各務原市長

住所
氏名

印

年 月 日付 第 号で交付決定のありました障害者自動車改造費の助成金を下記のとおり交付されるよう請求します。

記

金 円也

振込口座	銀行 金庫 農協	店	口座番号	
------	----------------	---	------	--

- ・ 自動車検証の写し、請求書又は領収書の写し等関係書類を添付する。

※自動車改造箇所を確認しました。

年 月 日

確認者 氏 名

印

※のある欄は記入しないでください。

様式第6号(第22条関係)

障害者自動車改造費助成金交付台帳

年度 第 号

番号	申請年月	氏名	住所	手帳番号	等級	障害部位	支給決定通知 月日	通知番号	助成金決定額	交付金額	台帳
1	/						/				
2	/						/				
3	/						/				
4	/						/				
5	/						/				
6	/						/				
7	/						/				
8	/						/				
9	/						/				
10	/						/				
11	/						/				
	/						/				
	/						/				
	/						/				

様式第7号（第26条関係）

障害者自動車運転免許取得費助成金交付申請書			
			年 月 日
(宛先) 各務原市長			
申請者 住所 氏名 印 個人番号 生年月日 年 月 日生 電話			
自動車の普通免許の取得費用の助成を受けたいので、各務原市社会参加促進事業実施要綱第26条の規定により、関係書類を添えて申請します。			
交付申請額	円	自動車の 使用目的	
身体障害者手帳・ 療育手帳番号			
身体障害者手帳・ 療育手帳交付日	年 月 日	障害等級	級
自動車 教習所名		教習受講 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
免許証番号 取得年月日	第 号 年 月 日	教習実日数 教習費用	日間 円
免許の条件			

添付書類

障害者自動車運転免許取得費助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

各務原市長

年 月 日付で交付申請のあった障害者自動車運転免許取得費助成金について、
下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

助 成 金 額		円			
内	自動車運転免許取得 に要した費用 (A)	左額の2/3の額 (A)×2/3 (B)	限 度 額 (C)	決 定 額 (B)と(C)を比較して 少額の方 (D)	備考
	円	円	円	円	
訳					

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、各務原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号（第28条関係）

障害者自動車運転免許取得費助成金交付請求書

年 月 日

（宛先） 各務原市長

申請者 住所
氏名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました障害者自動車運転免許取得費助成金を下記のとおり交付されるよう請求します。

記

請求金額 円

振込先

金融機関名	名義	口座番号
金庫 銀行 農協 店		普通

